

「(仮称) 益田匹見風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する浜田市長意見について

本事業は、アジア風力発電株式会社が、島根県益田市匹見町道川地区において、最大で総出力約 54,000kW、基数にして最大 13 基程度の風力発電所を設置するものである。

本事業は、中国山地の恵まれた風況を活用するものであり、地球温暖化対策及びカーボンニュートラル推進、再生可能エネルギー普及の観点から望ましいものである。

しかしながら、再生可能エネルギー施策を推進していく上においては、本事業に対する住民理解と「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」への適合が前提とし、以下に意見を述べる。

1 総論

準備書による環境影響評価の調査結果では、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものでないと評価されている。

しかしながら、近年頻発する台風、豪雨等についても、最新の知見に基づいた調査・予測等を継続することや、本事業を進めるに当たっては、地域住民等に対して、積極的な情報提供や合意形成に努めていくとともに、運転開始後も引き続き対話を重ね住民不安の払拭に努めること。また、事後調査計画の適切な執行を求める。

なお、本事業は、建設場所が浜田市外であるので「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の全項目の適合を求めるものではないが、浜田市内に影響が及ぶ恐れがある項目については、適合することを前提とする。

2 各論

(1) 大気質、騒音、振動及び超低周波音について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただ、騒音について、工事車両の走行ルートで想定されている県道 48 号線や石見西部広域農道の調査はされていないが、同じように実行可能な範囲での低減を図ること。

さらに、風車の騒音や超低周波音についての評価は基準値以下であるが、人により感じ方が違うので細心の注意を払いつつ適切な対応を講じること。

(2) 水質、風車の影、地形及び地質について

評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されているので、適切に環境保全措置を講じること。

(3) 動物、植物及び生態系について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただ、鳥類やコウモリ類のバードストライクの懸念があり事後調査を実施することになっており、バイケイソウ、エビネ類、カンボクの移植後の定着についての事後調査もある。これらの調査結果によっては、更なる効果的な環境保全措置を講じること。なお、市民による調査や他の事例等も取り入れ影響評価の参考とすること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等について

調査結果を基に環境保全措置を講じることにより、評価結果の概要が示され、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。ただ、事業終了後の設備撤去に伴い発生する廃棄物の量及び処分方法等については、環境影響評価法に該当しない項目ではあるが、地元住民に対して丁寧な説明をしつつ責任をもって処分すること。

(5) その他、累積的な影響について

準備書の評価においては、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で低減が図られていると評価されている。しかしながら、予測範囲外のことや周辺施設との累積的影響も起こりうることから、最新の情報及び専門的知見に基づいて累積的影響評価をすること。また、事後調査も含め稼働後の環境影響については、細心の注意を払いつつ適切な対応を講じること。

以上